

平成 18 年度 第 1 回 芦屋市市民参画・協働推進委員会 会議要旨

日時	平成 18 年 5 月 30 日 (火) 10:00~12:00
場所	芦屋市役所 北館 2 階 第 2 会議室
出席者	委員長 今川 晃 副委員長 外園 一人 委員 上野 義治・江崎 由佳・海士 美雪・加藤 純子 国枝 哲男・久保田 靖子・津田 和輝・東川 美枝子 藤野 春樹・細谷 豊司・牧野 君代  山中市長  事務局 駕海参事・大橋市民参画課長・福島市民参画課主査
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開  <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0 人

- 1 講演「市民参加条例に向けて」  
同志社大学政策学部 今川 晃教授

- 2 議題
  - (1) 経過報告並びに資料説明
  - (2) 市民参画 (参加) 条例についての討議

(事務局)

平成 16 年度と 17 年度には「市民参画・協働の指針検討会議」で指針を協議していただいた。この委員会は、市の平成 18 年度の取り組みの一つで、芦屋市市民参画・協働推進の指針に書かれている内容の具体化を図り、提案していただくとともに、その内容について検証・チェックをしていただくものだ。

指針と継続した取り組みが必要なので、市職員を除き、指針の検討会議の委員方をお願いしたもので、任期は平成 20 年 3 月 31 日までとなっている。

**【委嘱式】**

(市長より、委嘱状交付)

**【第 1 回委員会】**

○市長あいさつ

(市長)

大変お忙しい中、市民参画・協働推進委員会にご出席を賜り、感謝申し上げます。検討会議でも大変お世話になったが、よろしくお願ひしたい。昨年度までの協議を通じて非常に絆が深まったと聞いているので、そうした絆を深めていただきながら、また一層の取り組みをお願ひしたい。

検討会議で指針の素案を作成いただき、その素案について昨年12月15日から今年1月15日まで市民意見を募集したところ、30件94項目の意見をいただいた。今回、委員会で検討いただく条例や市民参画センターなど、さまざまな事業があるので協議をよろしくお願ひしたい。

5月8日から約1ヶ月をかけて集会所トークを行っており、市民の皆さんの意見をお聞きしてるところだ。行政改革、財政再建とともに、私はこの市民参画・協働の推進ということもテーマとしてこれからの芦屋市のあるべき姿を考えており、そのためにもぜひ、委員方のご意見を伺いたいのので引き続きよろしくお願ひしたい。

○委員自己紹介

○委員長選出

(事務局)

委員長の選出については、設置要綱の第5条に「委員長は委員の互選により定める」とある。今年度の委員方については昨年度の検討会議のメンバーを継続しているということで、事務局としては委員長を引き続き今川委員にお願ひしたいがいかがだろうか。(委員了承)

では、市民参画・協働推進委員会委員長は今川委員にお願ひする。副委員長については同じく要綱の中で「副委員長は、委員長の指名により定める」とあり、委員長より指名していただきたい。

(委員長)

前回に引き続き、外園委員にお願ひしたい。(委員了承)

○委員長あいさつ

○事務局自己紹介

○講演「市民参画条例に向けて」

(委員長)

市民参画の条例で私はそれほど多くの自治体に関わっているわけではない。芦屋市に一番深く関わっていると思っている。

条例作りをするときに、委員会で条例案作りまでやっ飛ばしてしまうという場合には、最後の方になると結局は市が最初にたたき台を出して議論をした方がよかったのではないかとことがある。また逆のパターンで、市がたたき台を出してくると最終的にはやはり自分たちで作った方がよかったのではないかとことがある。

どちらがいいのかということは私も未だに分からない。結論から言うと、結果としては

それほど大きな違いがあるわけではなく、自由に議論できる環境があることの方がはるかに重要かと思う。

もう1つ、別の種類の議論として、条例文を委員会できちんと作ってそれを提案させていただくのか、諮問機関としての委員会として、条例文よりも考え方を委員会として示して条例案作りは市に一任するのか、ということがある。つまり、委員会の視点をどうするのか。これについて、芦屋市の場合は、検討会議で指針づくりをおこなったので、ある程度具体的にこの委員会で作らなければいけないかと思う。

レジュメの図では、市と市民の間の垂直的関係と水平的関係を示している。垂直的関係では住民が第三者となってしまう、何かことがあると行政が悪いとなってしまう。しかし、これからは解決策を市民が自分たちで考えなければいけない。

芦屋市の場合、自治会が積極的である。今後は自治会とNPOとの連携が課題だ。委員は、私が今まで拝見してきた各地の自治会の中ではナンバーワンの自治会長だと思う。

市民参画条例の中でポイントとして議論になるのが、——指針の中でも議論になったが——「市民」の概念、範囲がどこまでかということだ。これはいろいろな意味で市民参画条例に関わってくる。

もう1つ議論になるのが、市民（住民）投票条例の問題。設けない自治体もいくつかあるし、設けている自治体もある。そのときに住民投票を常設にするのか、また必要があれば市長の判断で住民投票するのか、あるいは、別途条例や要綱で定めるなど柔軟性を持たせるのか、が問題になる。またそのとき「住民」の範囲としてどこまで投票資格者かという議論がある。中学生以上、高校生以上にするかとか定住外国人はどうするかなど。「住民」投票であれば、芦屋市内に住んでいることが大前提となる。

住民投票の結果を最大限尊重するというのが大前提だ。従って、一般の住民はすぐ設けるべきという意見が多いが、他方ではもう少し慎重に考えた方がよいという意見がある。それは、住民投票を重視し過ぎると、ことによっては住民の間に軋轢が生じる場合があるからだ。住民投票以前にもっと話し合うことが大事である。

条例の中では市民の範囲を広く定めながら、住民投票の有資格者は住民だけという矛盾が生じる場合があるので、条例の中に別途住民投票条例を設けるという規定を作るという事も考えられる。

もう一つ、市民のパワーがないと「協働」ということにはならない。協働は一面では行政の方から市民に開くということもあるし、もう一面では市民の方から行政に働きかけるということでもある。そういうときに市民の公益活動をもっと支援できるような体制がないと市民参画・協働は難しい。そのために市民公益活動支援条例を別途設けるということもある。要するにNPO活動や自治会活動をしやすくする、あるいは双方が上下関係ではなく、紳士協定を結ぶなどということだ。そういう市民公益活動支援について市民参画条例に織り込むかどうか。盛り込まないとしても「市民活動を支援する」といったような表現が一行くらい必要ではないか。あるいは将来的には別個に「市民公益活動支援条例」を作るということもあってよい。

ある自治体では、市民参画条例を作ったあとで、委員会が市長に市民参画条例を推進していくために市民公益活動支援条例を早急に作ってほしいという付帯意見を出した。

また、市民参加の手法を詳細に規定しすぎるとそれが形骸化してしまう。詳細に規定するよりは、間接的に表現してあとは住民と行政で協議の場を持って市民参加の手法を考えていくやりかたもある。条例が非常に詳細な自治体と、非常に抽象的な自治体があ

り、意見が分かれるところだ。

また市民参加推進計画を規定する場合もある。協働の理念は何か、参加の理念は何かなどの基本構想的なことプラス市民参加推進計画。行政各課が今年度どのようなことを行うか。イベント、ワークショップ、パブリックコメントなど。市民による市民参画推進委員会を別個に作る。これには、指針と整合性を取りながらどのように作っていくのかが問われる。

どのような形にしる、大前提は情報公開、情報共有に努めることだ。いかに行政組織内に普遍的に理念を理解してもらうか。意見交換なども過程の中にあってもよいのではないか。市民と行政が条例に対する理解をしていくことが必要だ。芦屋市の場合は推進本部を作り推進体制ができているので、指針に基づいたお互いの約束事を条例に入れる。そういう意味では、実体が動きながらの条例作りとなるのではないか。

(委員)

条例ができてからではなく、その過程で客観的に評価をしていく評価機関があった方がよいのではないか。今後の作業過程ではそういったことは出てこないのか。

(委員長)

市民参加推進委員会が設けられて、外部評価機関としての機能、行政評価のしくみ、いわゆる内部的な評価も加えて推進委員会が外部から見てどうかということになる。それが次の推進計画に反映されるしくみが芦屋市方式としてできればいい。

(委員)

国も県も同じような条例がある。この辺りとの整合性をどう取るか。国民であり、県民であり、市民であるが受け手は一人である。県は県で、市は市でやっているのも悩んでいる。

(委員長)

市民参画の対象は類似している。場合によっては市にアプローチ、県にアプローチしていくことになるだろう。

4県の行政職員で共同研究を行っている。福井、滋賀、岐阜、三重の4県で、「どまんなか共和国」などと言っているが、この研究会がこれまで制度についての評価がなかったと提起している。いくら市ががんばっても県・国の条例・法律が制約になっている。この研究会が提案したのはスパイラル行動ということで、住民が市と共に協議して改善が必要ならば市が責任を持って県・国へ上げていく。市民も行政も躍動感のある働きが必要だ。

○会議

(事務局による経過報告と資料説明)

(副委員長)

平成16年に検討会議としてスタートして今回推進委員会になった。今日は区切りの会合だと思う。よくいえばスムーズに来ているが、ずるずる行ってはいけない。

まず担当課、担当者にお礼を申し上げたい。これからのことなので、先ほど市長のあい

さつにもあったが、センター設置というところまで持ってきていただいた。そこまで理解をいただいたので、これを実のあるものにしなければいけない。

委員長の講演を聞いていて、総合政策だけでなくフィールドワークがすごいと感じた。すごい方に委員長になっていただいたので、我々も今まで以上にがんばらねばならない。これからは市民団体の6名の委員の意見が大切になってくると思う。中心はそこへ移ってきた。同時にセンターに詳しい委員2名に指導していただく。

(委員長)

自治会、地縁団体、NPOが中心的になる。

(副委員長)

使いやすいルールなどを作っていくべきだ。

(委員)

委員は自治会長として素晴らしい人だが、これが全部芦屋市の自治会だと思ってもらっては困る。自治会とNPOとおっしゃるからには、各自治会が何人いてどのような活動をしているのか、だいたいいいがそれが知りたい。例えば私が属している津知町自治会などはなかなか大変である。即、自治会と行政の協働というわけにはいかない。また、NPOについては申し訳ないがまったく分からない。もう少し我々に分かるようにしてほしい。

(事務局より経過報告ならびに資料説明)

(副委員長)

会議を効率的に進めるために、資料は各自読んでいただいて、質問があれば発言していただくようにすればよい。今すぐに質問ができないということならば、それは宿題である。そうするのが委員の責務である。分からないところがあれば事務局へ聞きに行くというようにしなければ。

(委員長)

日程と全体の流れについて何か質問はないか。

(委員)

モデル事業の概念、実行のイメージを与えていただきたい。

(事務局)

決定はしていないが、ゴミ袋についてカラスの被害がひどいので、特定の色のゴミ袋をカラスが嫌がるということでこれを使ってみて、自治会と協力をして例えば10個出してみて被害状況を調べる、という事業イメージを持っているということだ。時期的にはカラスの活動の盛んなときに、また山側・浜側という形で。関東ではコンサルタントを使ってやっているということだが、それをできれば芦屋としては自治会に協力いただければということで話を進めているということだ。詳細はまだ決まっていない。

(委員)

カラスの活動が活発な時期は3, 4, 5, 6月なので, 来年の2月頃に多分話しが出てくるのではないかと思う。

(事務局)

具体的な部分に自治会が関わって成果を生み出すような事業として考えている。コンサルタントを使えば費用はかかるが作業は簡単になると思う。手間がかかるが, その部分を市民にお願いするということがイメージをしている。

(委員)

市民全体, 特に市民団体から提案を求めるという方法は全く考えていないのか。

(事務局)

まだモデル事業として決定したのではないので。

(事務局)

指針を公表して市民意見を募集したところ, その中に, 自治会活動しているが, 例えばゴミステーションを個性的に彩ることにより, ゴミに対する意識を変えて行きたいといったようなモデル事業をしてはどうかという提案があった。

(委員)

参画して協働していくための大きな課題を, 市民側から見て必要なこと, 行政側から見て必要なこととしてピックアップしたうえでそれに優先順位をつけ, その中で一緒にやっていくのが一番効果的だというものを選択する。実態が把握できていない問題を取り上げても, 検討すべきいろいろなテーマが出てこない。例えばマンションの問題, 住宅課で果たして本当にマンション全てを把握されているか。それぞれのマンションがどのような問題を抱えているのか。国交省からもいろいろな指針が出ているので, そこに行政が市民と一緒にやってやるという課題はありそうな気がする。

(委員)

新たに考えるのもよいが, 今, 行政の抱えている問題で市民の力が入ったときによくなるものはないかと考えられるものをピックアップしたほうが早いし, やりやすいのではないか。行政だけ, 市民だけでは解決できない問題。マンション自体が自治会に入っていないことなどがそうだ。行政がやっていて少し市民が手を貸せばと思うことがある。市民の力をもっと使って, 市民も参画したいと思っている。

(委員)

津知町ではワンルームマンションも自治会に入ってもらっている。建設段階で入ってもらおう。そこから行かなければ。

(委員)

目的は条例を仕上げていくことで, そのイメージをしっかりと押さえながら, それを検

証するためにやる作業がモデル事業なので、そこをもう少し整理しなければならない。

また、市民の活動そのものを条例で定めるのか、活動を支援することをメインにするのかでは立場が変わってくると思う。両方を盛り込むということだと思うが。

(委員長)

活動支援の方は、市民参加条例の中においてはその理念を訴えるということで、別個活動支援条例を作るということだ。モデル事業というのはこの委員会で検討することなのか。

(事務局)

このようなイメージで行きたいということだが、何かよいものがあれば提案いただきたい。

(副委員長)

どんどん宿題を出せばよい。委員を受けた以上はしなければ。ある程度のレベルで委員全員で共通理解をしていなければ、会議にはならない。自分はそのまで行っていないと思えば例えば自治会の担当課などへ委員が出かけて行ってデータなどを教えてもらう。そういった勉強をするのが委員の責務である。そうしていかなければ会議にならない。違う次元であちらこちらにばらばらに言っているようでは委員会にはならない。

(事務局)

今後、会議毎に議事録を委員方にお送りするので、必ず目を通していただきたい。今までの議事録は全て残っているが、非常に役立ったし、後で読み直すと大変貴重な発言がある。それも宿題ということをお願いする。

(委員)

「情報の一元化」という言葉が使われているが、どのような意味か。

(事務局)

委員の発言を採用している。何をもって情報の一元化というのか、宿題を出させていたかどうかと思っている。

(事務局)

市長も言っていたが、ちょうど今、市内の集会所で集会所トークを行っている。就任してから今回で3年目になる。市内の公立の集会所12ヶ所ともう1ヶ所、計13ヶ所で行っている。そこでも情報の一元化という話がでた。

団塊の世代が来年定年退職となる。ほとんどが大阪や神戸で勤務してきて芦屋には寝に帰っただけだったので意外と芦屋のことを知らない。定年後、ひまになったら自分が何をすればよいか分からない、今までの経験をできれば社会に役立てたい、何かそういった活動やボランティアが分かるところがないかと、何人かの市民からそういう意見が出た。

(事務局)

市民参画課の窓口にも相談に来られる。民間に勤めてきてあと半年で定年だがNPOを

立ち上げたいとか、何かしたいなど。県民交流広場の活動などいろいろ紹介していきながら、今後センターを作る中で一緒にやってほしいなどお願いしている。何かお願いしたら即できそうなバリバリの方がいるので、非常に期待している。

(委員)

宿題について聞きたい。条例について芦屋市としては、参加・参画の方に偏るのか、協働の方に偏るのか、原則的に偏るのか、細則的に偏るのか、どのあたりまでのものを宿題として望んでいるのか。

(事務局)

まず指針を土台にしていただきたい。それ以外に、こんな項目を入れてほしいとか、この市の条例がおすすめなので、ここに入れてはどうかとか。ヒントで言うと、赤穂市などはいかがだろうか。いろいろな条例があるが、指針の基本方針と芦屋の特徴を確立させて、原則を踏まえた上で芦屋市独自の条例を作りたいと考えているので、その辺りを押さえていただいて簡潔明瞭な表現でお願いしたい。どんなものを提出していただくのも自由だ。

(委員)

メンバーと共同でやってもいいのか。何人かで考えてやってもいいのか。

(事務局)

それは自由だ。形式も自由に。我々はいろいろな案をいただき、お知恵を拝借するということなので。

(委員長)

指針の理念に基づいてできればよいと思う。指針の枠が大前提だ。

(副委員長)

宿題を出して、13名から答えが出てくる。それをこの類型にはめ込んでいく。ここが多いということになる。そして話し合いをしてどうしようかということになる。異議があってもよい。それを話し合いしていく。

(事務局)

条例案を検討したあとは、市民参画センターを検討しなければいけない。全て実現させなければならない。委員方の力をお願いしたい。

(副委員長)

これだけ綿密にいろいろなところから資料を集めてもらったので、あとは委員がしっかり読んで消化していかなければ。

(事務局)

指針もそうだったが、委員方の発言1つ1つが実行そのものに結びついている。いろいろと発言いただくと非常にありがたいので、よろしく願います。



(委員)

大阪市が「わがまち、わが市」といった、細かいデータを本にまとめている。それを本日持ってきて、委員方に参考にしていただこうと思っていたが、忘れてしまった。

(委員長)

次回にでもぜひお願いします。

(副委員長)

あくまで参考である。そうでなければ芦屋らしさが出ない。

(委員)

今、おっしゃったようなものは芦屋市で作っているのか。見ればぱっと分かるような1冊の本になっているようなものはないか。今までにデータはもらっているが。

(委員長)

他の自治体のものはあくまで参考だ。

(委員)

先ほど委員が質問されたような、自治会、NPOがどのくらいあってどのような活動をしているのか、どこを見たら分かるのか。資料はあるのか。

(事務局)

あまり表に出していない。自治会の担当は市民参画課がしているので、課には資料がある。しかし具体的な中身までは把握していない。NPOも団体名しか分からない。簡単なものでよければお示しできる。

(事務局)

市民活動基礎調査を行ったその調査結果をホームページに全て載せている。いろいろな団体がおっしゃっていただいたことの全てをそのまま載せている。ここを読んでいただくと分かる。ここから抜き出した言葉が指針の中にたくさん入っている。一番本音があらわれている部分かと思う。

(委員長)

ホームページなどで調べるという宿題だ。学習しなければいけない。

(副委員長)

そうでなければ話が合わないということになる。

(委員長)

他にないか。それでは本日はこのあたりで。宿題を基にして事務局が作業するということになるので、早期に提出をお願いします。

(事務局)

次回は6月15日木曜日，15：00から。

(閉会)